

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件について（概要）

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 39 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条（※）による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号。以下「旧船員保険法」という。）第 50 条の 9 の規定に基づく葬祭料については、船員保険の被保険者等が職務上の事由又は通勤により死亡した場合、原則として、資格喪失当時の標準報酬月額の 2 ヶ月分に相当する額を支給することとされている。
（※）平成 22 年 1 月 1 日施行
- 平成 21 年 12 月 31 日以前の職務上の事由又は通勤により療養を受けていた船員保険の被保険者が平成 22 年 1 月 1 日以後に死亡した場合、旧船員保険法に基づき、葬祭料を支給することとなるが、その実質価値を維持するため、当該葬祭料の額については、毎年度、賃金スライドによる額の改定を行ってきたところであり、今年度も同様に賃金スライドによる支給額の改定を行うために必要な率について、改正を行うもの。
- 賃金スライドによる額の改定を行うために必要な率については、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）と同様、令和 7 年度の平均給与額（毎月勤労統計調査により算定した労働者 1 人当たりの平均給与額をいう。以下同じ。）を資格を喪失すべき事由が生じた日の属する年度（令和 5 年度以前の年度に限る。）の平均給与額で除して得た率を基礎として改正する。

【参考】労災保険の賃金スライドの内容

労働災害の発生した日の属する年度（以下「災害発生年度」という。）の翌々年度の 8 月以降の分として支給すべき年金給付等については、給付基礎日額等に当該年金給付等を支給すべき月の属する年度の前年度の平均給与額を災害発生年度の平均給与額で除して得た率を乗じて改定することとされている（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 8 条の 3 及び第 8 条の 4）。

2. 改正の内容

- 旧船員保険法に基づく葬祭料の実質価値を維持するため、令和 8 年 8 月以降の分として支給する葬祭料の額について、賃金スライドによる額の改定を行うために必要な率を改正する。

3. 根拠条文

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号）第 57 条の 2 第 3 項

4. 適用期日等

告示日 令和 8 年 7 月 30 日

適用期日 令和 8 年 8 月 1 日